



協会けんぽ 2024(令和6)年度決算のお知らせ (見込み)

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

■ 2024年度決算(見込み) | 医療分(単位:億円)

収入	保険料収入	106,490 (+3,492)
	国庫補助等	11,690 (▲1,184)
	その他	346 (+113)
	計	118,525 (+2,421)

支出	保険給付費	72,552 (+1,040)
	拠出金等	36,195 (▲1,030)
	その他	3,193 (+487)
	計	111,939 (+497)

単年度収支差	6,586 (+1,923)
--------	----------------

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.8%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への 拠出金等 32.3%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.5%

協会事務費 0.9%

その他の支出 0.5%

支出

約11.2兆円

収入

約11.9兆円

保険料収入 89.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

国からの
補助金 9.9%

その他の収入 0.3%

Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、

- ・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しい**こと
- ・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれる**こと
- ・団塊の世代が後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金**が**中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれる**こと

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

令和7年度 **被扶養者資格再確認**にご協力ください

協会けんぽでは、**被扶養者資格の再確認**を実施しています。

「**被扶養者状況リスト**」をお送りいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



令和6年度の実績(全国)

被扶養者から外れた方

約6.3万人

高齢者医療制度への
負担軽減額(効果額)

約11億円



保険給付の適正化と
無資格受診の防止を
図ることを目的として、
**被扶養者となっている方が
現在もその資格を
満たしているか確認**させて
いただくことです。

■「**被扶養者状況リスト**」等送付時期

令和7年10月下旬(予定)

提出期限 令和7年12月12日(金)

■ **確認の対象となる方**

(以下のいずれかに該当する被扶養者の方)

- ① 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ② 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③ 令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の方や直近で認定された方を除く)
※対象者がいない場合は、「被扶養者状況リスト」はお届けしません。

再確認の結果、**被扶養者から**

外れる場合は「2種類」ご提出ください



マイナ保険証を
お持ちでない方へ

「**資格確認書**」をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの「健康保険証」(水色)は使用することができなくなります。

マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、
マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には、「**資格確認書**」(黄色)が必要となります。
つきましては、以下の対象者の方へ「**資格確認書**」をお送りいたします。



対象者 現在、「健康保険証」をお持ちの方(令和6年11月30日までに加入された方)であって、
令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

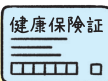
送付時期 三重支部ご加入の方
令和7年10月24日頃

送付先 **従業員様のご自宅宛て**

※ご家族様の分も同様。なお、お送りする枚数が
5枚以上の場合は、複数の封筒でお送りします。

Q. 今持っている「健康保険証」はどうしたらいいの？

令和7年12月1日までは「健康保険証」を使用することができますが、
12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、
ご自身で破棄してください。なお、12月1日までに退職等で当協会の
健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。



Q. なぜ家族全員分の「**資格確認書**」がないの？

「**資格確認書**」は**マイナ保険証を
お持ちでない加入者様**にお送り
しています。



資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。
※ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、**速やかに廃棄**します。
同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。